

議案第 20 号

日出町学校給食費等に関する条例の一部改正について

日出町学校給食等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町学校給食費等に関する条例の一部を改正する条例

日出町学校給食費等に関する条例（令和 2 年日出町条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（学校給食費等の徴収の特例）

- 3 当分の間、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、児童、生徒又は園児の保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条の教育扶助を受けている保護者を除く。）から学校給食費等を徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の日出町学校給食費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費及び幼稚園給食に

係る幼稚園給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費及び幼稚園給食に係る幼稚園給食費については、なお従前の例による。

#### 理 由

学校給食及び幼稚園給食を受ける児童、生徒及び園児を対象とした学校給食費等の無償化を実施するため提出する。